

第 5 2 号議案

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、浅草橋自転車駐車場及び浅草橋公園自転車置場を廃止し、並びに稲荷町自転車駐車場を設置するため提出します。

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和59年12月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表（1）区立駐車場の部東京都台東区立浅草橋自転車駐車場の項を削り、同部に次のように加える。

東京都台東区立稲荷町 自転車駐車場	東京都台東区東上野三丁目3番地先、同五丁目1番地先	自転車
----------------------	---------------------------	-----

別表（2）自転車置場の部浅草橋公園自転車置場の項を削る。

付 則

この条例中別表（1）区立駐車場の部東京都台東区立浅草橋自転車駐車場の項を削る改正規定及び同表（2）自転車置場の部浅草橋公園自転車置場の項を削る改正規定は平成25年7月1日から、同表（1）区立駐車場の部に東京都台東区立稲荷町自転車駐車場の項を加える改正規定は台東区規則で定める日から施行する。